

## 宇佐神宮の建築工匠について

日大生産工 (非常勤) ○ 浜島一成

### 1. はじめに

宇佐神宮において、古代末期から近世にかけて活動した建築工匠家に小山田家がある。小山田家は、奈良時代から平安時代末にかけて、宇佐氏と交互に大宮司職に任じられた大神氏の宗家である。また、同家は、宇佐八ヶ社の一つである小山田社司職や御装束所検校職<sup>1)</sup>、さらには、大々工職を世襲したとされる。

ところで、この大々工職を所有するのは元慶3年(879)からで、中世後期までは惣大工と同義未分化であり、特に、弘安から正応(1278~1292)頃まで惣大工を、これ以降は大々工の名称を用いたとされる<sup>2)</sup>。

一方、近世では、宇佐神宮所蔵の「家系略書上帳写」等から、惣大工を生野、寺大工を田口というように、大工の役職を特定の大工家が世襲したとされる<sup>3)</sup>。

以上のように、宇佐神宮で活動した建築工匠、特に惣大工の性格等が中世と近世で異なる等、建築工匠の活動の変化について不明な部分が多い。そこで本稿では、宇佐神宮で活躍した建築工匠・大神氏(小山田家)を中心にして、古代末から近世初期にかけての系譜とその活動内容を検討する。尚、本稿では、系図等の後世の編纂物等の使用は極力避け、同時代史料をもとに論じる。

### 2. 11・12世紀

宇佐神宮において、建築工匠名が史料上初めて確認できるのは、長元3年(1030)の仮殿遷宮における「大工元平、少工、長七人、列工」<sup>4)</sup>である。これら建築工匠は、大工・少工といった名称等から、木工寮もしくは修理職に属する建築工匠、いわゆる官工と、その配下の工匠と推定される。

一方、11世紀末年から12世紀80年代にかけて、大神氏所有の田畠に関して、一族内で相論が生じる。その相論の中で、建築工匠を下記のように「大工」と呼ぶ(工匠名の初出年を記す)。

大治5年(1130)「大工末貞」<sup>5)</sup>

保元元年(1156)「大工友成」<sup>6)</sup>

長寛2年(1164)「造御輿大工…大神貞安」<sup>7)</sup>

文治2年(1187)「大工秦安利」<sup>8)</sup>

また、鎌倉時代に、33年ごとの式年造替が始まり、その最初が建久度である。建久2年(1191)の御輿採柚山祓では「造御輿行事所並大工大神貞遠」<sup>9)</sup>、建久6年の御輿木作始では「造御輿大工御装束所正検校大神貞遠」<sup>10)</sup>と記される。そのため、大神氏は、12世紀前期より末期にかけて「大々工」ではなく「大工」に任じられたといえる。そして、建久2年の宇佐宮立柱・上棟では、大神貞遠以下、「社家大工成房 寺家大工成光」<sup>11)</sup>とあることから、配下に「社家大工」や「寺家大工」がいたといえる。

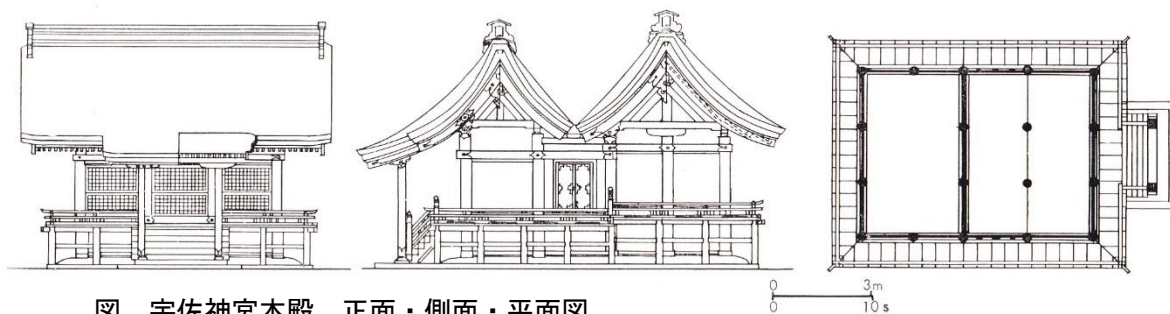


図 宇佐神宮本殿 正面・側面・平面図

A study on the carpenters of Usa-Jingu

Kazunari HAMAJIMA

### 3. 13世紀

嘉禄・正嘉・正応の式年造替において、大神氏が発給した申状に「惣大工」が記される。例えば嘉禄3年(1227)の大神国貞申状には<sup>12)</sup>、

(裏書)「件番匠作料百疋別拾疋、宮大工欠物事、早任例文并府宣之状、可致其沙汰之状如件、

沙弥在判

少式藤原朝臣在判」

造 八幡宇佐宮惣大工兼弁官大神国貞解申進申文事

請被且依先例、且任例文並度々府宣及府行事所御下文等、賜御下知致沙汰、諸番匠作料百疋別十疋畝物子細状、

副進 例文並府行事所御下知状

右謹検旧貫、三十三年一度当宮造替之時、筑前・筑後・肥前・肥後・豊前・豊後・大隅・薩摩・日向国等之所課、為惣大工之沙汰、令支配諸番匠、百疋別十疋之畝物、致其沙汰者、先例申、且度々府宣嚴重之上、当先度主典行事監代助兼依口致猶々之沙汰、為貫首行事所御下文旨、賜御下知為被致其沙汰、勒子細言上如件、以解、

嘉禄三年十二月三日 惣大工大神朝臣国貞上

とあり、惣大工大神氏の支配する諸番匠に対して、作料100疋あたり10疋を畝物、すなわち惣大工の得分とすることが記される。また、この申状には、幕府奉行人(越中七郎左衛門入道、少式資頼)の裏書がなされ、さらに、正嘉元年(1257)の大神為貞(国貞の子)や、正応元年(1288)の貞行(為貞の子)の申状は、幕府奉行人の外題裁許を得ている<sup>13)</sup>。そのため、惣大工得分は、鎌倉幕府から認められたものといえる。

一方、上述した大神貞行には、弘安元年(1278)に御炊殿大工職安堵の奉書が発給され<sup>14)</sup>、そこには、「当宮御装束検校同大々工貞行」と記される。そのため、貞行は宇佐神宮の「大々工」とするとともに「惣大工」にも任じられていたといえる。

ところで、この奉書は「大々工」を記す最も古い同時代史料であり<sup>15)</sup>、宇佐神宮の本家である近衛家より宇佐大宮司に宛てたものである。京都の近衛家が、なぜ、貞行を「大々工」と記したかは不明だが、これを契機に、以後、大神氏は自らを「大々工」と称するようになる。

### 4. 14・15世紀

14世紀初期の宇佐大宮司から大神貞世への樓門工事遅滞に関する下文<sup>16)</sup>は、「(前略)造営大々工得分事」で書き始められ、「神殿以下宮中舎屋造営之時者、毎度大々工令取一畝物一作料百疋別十疋之条。社家代々御下知分明也」とあり、「作料百疋別十疋」の大々工得分を造営費に充てることが社家代々の下知により明らかとある。つまり、この時期「作料百疋別十疋」の得分は、「惣大工」ではなく「大々工」に付帯するものへと変化したといえる。

このことを申状等で確認すると、前述した嘉禄3年・正嘉元年・正応元年の申状等では、書き出しを「造 八幡宇佐宮惣大工弁官大神」とするのに対し、元享2年(1322)の大神敦貞申状では、「造 八幡宇佐宮大々工大神」とする。そして、「為大々工沙汰、令支配干諸番匠、作料百疋別十疋、畝取之条」<sup>17)</sup>とも記しており、「作料百疋別十疋」の得分は「大々工」に付帯したものであることが確認できる。しかも、元享2年の申状において、正嘉元年・正応元年の各申状と同様に幕府奉行人の外題裁許を得ており、幕府によって認められものといえる。

他方、元享2年の宇佐宮仮殿造営では、禄物が大々工と長3人に下され<sup>18)</sup>、至徳4年(1387)の宇佐宮御炊殿堅柱上棟では、祝物が「太大工並大工以下諸番匠」に下される<sup>19)</sup>。これらのことから、14世紀では、「大々工」が広く使用されたといえる。

ところで、京都・東寺では、13世紀末頃に「惣大工」を名乗るのは、木工寮・修理職出身の工匠、いわゆる官工である。そして、15世紀になると、工匠の身分は官工から東寺専属の工匠へと変わるが、依然として「惣大工」を名乗る。つまり「惣大工」は、13世紀では官工身分の工匠を指すのに対し、15世紀ではその末裔等の工匠を指すと考えられる<sup>20)</sup>。

宇佐神宮の場合、嘉禄3年の大神国貞の幕府への申状に「八幡宇佐宮惣大工兼弁官大神国貞」と記すように、大神氏は弁官を兼ねた惣大工、つまり官工と捉えることも可能である。そのため、幕府に大工得分を認めてもらう場合に、あえて公的性格の強い「惣大工」を用いたと考えられる。他方、幕府以外に提出する文書等では、他の工匠と区別するため「大々工」を名乗ったといえる。その結果、大工得分が半ば公然と認められる存在となった14世紀初期頃からは、申状に「惣大工」ではなく「大々工」を記した

のではないかと推定する。

さらに、明徳元年(1390)の式年造替では、下宮御炊殿仮殿造営において、大々工・惣大工・諸番匠にそれぞれ請物が下され<sup>21)</sup>、また、応永25年(1417)の上宮第一殿造営では、「大々工大神貞内 惣大工満助 引頭」<sup>22)</sup>とある。つまり、「惣大工」と「大々工」は、13世紀後期では同一人物が任じられるのに対し、14世紀後期以降では、それぞれ別人が任じられるものへと変化したといえる。尚、延慶3年(1310)に「惣大工屋敷」<sup>23)</sup>と記されることから、別人が任じられるのは、14世紀初期まで遡る可能性がある。

## 5. 16・17世紀

16世紀初頭に、造営工事における、大々工と惣大工の役割が明文化される。大永2年(1522)3月の「宇佐宮作事方掟書案」<sup>24)</sup>では、大々工は、毎日辰の刻以前に木屋へ入り、奉行人とともに番匠方を裁判し、惣大工は、材木注文や寸尺に相違がないかを確認すると記す。

また、大々工、惣大工以外の建築工匠の役職名が見出せる。永正4年(1507)の第1殿造替<sup>25)</sup>では、神事用途配分に建築工匠関係として、大々工2貫文、惣大工1貫文、諸番匠中2貫文の他に、寺家大工1貫文、杣大工300文、木分大工300文、桧皮大工1貫文が記され、新たな建築工匠の役職名として「寺家大工」「木分大工」等が見出せる。さらに、天文2年(1532)の宇佐宮杣始手斧立では、工匠の着座順が「大々工(中略)惣大工、引頭、番匠」<sup>26)</sup>と記され、上述した応永25年に続いて「引頭」が見出せる。

そして、慶長年間後期の細川氏による造営では、大々工・惣大工・寺(家)大工・諸番匠で構成される事例が複数見出され<sup>27)</sup>、元和3年(1617)の宇佐宮下馬鳥居立柱では、「大々工采女佐、惣大工長左衛門、寺家大工助三郎、引頭助高、寺家引頭三郎左衛門、(満木)喜右エ門尚久」と記される<sup>28)</sup>。

ところで、元和4年(1618)の下宮講演堂の立柱・上棟に際し、大工勘三郎他7人の連署による起請文が作成され、その宛名に「惣大工彦右エ門、寺家大工助三郎、引頭助二郎、満木喜右エ門」<sup>29)</sup>とある。おそらく、この4人の建築工匠が頭となり、番匠等を支配したのであろう。

さらに17世紀後期、宇佐神宮と領主島原藩との関係は修復され、幕末までその関係が維持される。そして、延宝8年(1680)に惣大工生野加左衛門躬助と寺家大工田口安左衛門光基により職人補任が行われており、この頃、惣大工と寺家大工の地位が向上したといえる<sup>30)</sup>。補任された「大工」は、並松長五郎・並松久兵衛・並松吉兵衛、清助吉之丞、岸原源七、生野左源太、満木松之助、山田花松である。そして、これら建築工匠等に関係する家系図が「はじめに」で述べた「家系略書上帳写」となる。

## 6. まとめ

大神氏(小山田家)の建築工匠としての活動は、12世紀中期から確認できる。この頃は「大工」と記され、建久度造替では、配下に「寺家大工」「社家大工」を従える。そして、13世紀では、嘉禄・正嘉・正応の各式年造替において、大神氏が発給した申状に「惣大工」が記され、これは鎌倉幕府に大工得点を認めてもらうため、あえてこの時期に公的 성격の強い「惣大工」を用いたと推測される。一方、弘安元年(1278)の宇佐神宮の本家近衛氏が発給した奉書に、初めて「大々工」と記される。これ以降、大神氏は「大々工」を名乗っており、一時期、大神貞行は、「惣大工」と「大々工」の両方を使用する。

そして、明徳元年(1390)の式年造替で、再び惣大工が見出される。しかし、この時期の惣大工は、13世紀の造替時と異なり、大々工と惣大工はそれぞれ別人が任じられる。また、新たに建築工匠の役職として、15世紀初期に「引頭」、16世紀初期の永正度造営では「寺家大工」が見出せる。但し、建久度の「寺家大工」は、宇佐神宮方の大工(「社家大工」)に対しての、神宮寺(弥勒寺)方の大工(「寺家大工」)という意味合いが強いのに対し、永正度の「寺家大工」は、江戸時代へ続く新たな建築工匠の役職名と言えそうである。

慶長度造営では、「大々工、惣大工、寺(家)大工、諸番匠」、元和3年では「大々工、惣大工、寺家大工、引頭、寺家引頭、喜右エ門」が見出され、「大々工」「惣大工」「寺家大工」「引頭」「満木喜右エ門」により番匠等が支配される。そして、17世紀後期になると、惣大工と寺家大工の地位が向上し、この二人により「大工」等が補任され、その後、補任された建築工匠の中から、その役職を幕末まで世襲する建築

工匠家が現れる。

尚、本研究の史料調査に際し、宇佐神宮宝物殿のお世話になった。謝意を表したい。

本稿は JSPS 科研費 JP22H34567 の成果の一部である。

#### 註・参考文献

- 1) 御装束所検校職は、本殿神殿内外の事柄（祭神神体の装束、神殿内の装飾、神宝物等の一切について故実を伝え）、また、その関係業務一切を支配した職（「解題」宇佐八幡宮小山田氏について『大分県史料』第7巻、以下『史料』7と略す）。
- 2) 外山幹夫「宇佐宮の職人とその活動」大分県地方史 36・37 1965年12月。谷直樹「中世、九州における神社造営について—宇佐八幡宮の造営を中心に—」日本建築学会近畿支部研究報告集 昭和49年6月。尚、上記「解題」では、大々工は、「惣大工・寺大工・引頭・寺引頭・杣大工・木屋官人・鍛冶職等の神人がその下に属していた。」と記す。
- 3) 佐藤正彦「近世宇佐神宮建築工匠の係系と足跡」『宇佐神宮の研究』中野幡能編 国書刊行会 平成7年。「家系略書上帳写」の原題は、「明治三年家系書上帖」宇佐神宮蔵。尚、東京大学史料編纂所に写真帳10冊がある。
- 4) 「長治三年寛治八年宇佐八幡遷宮記」天理図書館所蔵文書（『宇佐神宮史 史料編 第2巻』、以下『神宮史』2と略す）
- 5) 宇佐小山田文書3『史料』7、以下小山田3と略す。これら相論について、関連領域で詳細な分析が行われ、小林宏「我が中世に於ける神判の一考察」国学院法学 7-1 1969年、棚橋光男『中世成立期の法と国家』塙書房 1983年等がある。両氏は、「大神氏系図」（小山田546）において、弘永と末貞が兄弟で、その兄弟の叔父が友成と記するのは錯誤であり、同時代文書の検討の結果、弘永と末貞が兄弟で、弘永の孫が友成と記す。
- 6) 平安遺文 2855、小山田6
- 7) 宇佐益永文書 199『史料』29巻。また、貞安は、保元元年（1156）の貞安の解に「貞安父末貞」（平安遺文 2855、小山田6）とあり、大工末貞の子といえる。
- 8) 平安遺文 2855、小山田6
- 9) 鎌倉遺文 549、宇佐益永文書 201
- 10) 鎌倉遺文 50166、宇佐益永文書 202
- 11) 宇佐到津文書 25（『史料』1）
- 12) 鎌倉遺文 3691、小山田12
- 13) 鎌倉遺文 8152・16801、小山田15・20

- 14) 鎌倉遺文 13084、小山田文書 18
  - 15) 「弘安元年（1278）よりも年代が遡る例として次の3点がある。  
（イ）建久元年（1190）「大々工大神貞遠」（「宇佐宮勘註」『神宮史』4  
（ロ）建久4年（1193）「大々工大神貞遠」（「八幡宇佐宮根本目録次第」『神宮史』4  
（ハ）安貞2年（1228）「大々工大神国貞」（「宇佐宮勘註」『神宮史』4  
いずれも後世の編纂物であり、内容の信憑性は低いといえる。
  - 16) 鎌倉遺文 22411・23068、小山田24
  - 17) 鎌倉遺文 28163、小山田42
  - 18) 鎌倉遺文 28187、小山田43
  - 19) 宇佐到津文書 175
  - 20) 拙著『日本建築を作った職人たち』第Ⅱ部第1章 東寺 吉川弘文館 2022年 参照
  - 21) 宇佐到津文書 180
  - 22) 宇佐市到津文書 28「宇佐宮寺造営並神事法会再興日記目録（冊子）」（『史料』30巻）。  
引用文中に「引頭」があり、「引頭」は、12世紀半ばから15世紀にかけて、工事現場ごとに臨時的に編成された階層組織「大工—引頭—長—連」で使用された役職名である。他方、宇佐神宮では、江戸時代に建築工匠家が世襲する役職名に「引頭」があり、その祖と考えることも可能。尚、この記事以降、中世において「引頭」は見出せず、次に見出せるのは17世紀初期。そのため、この応永年間の記事中に見出される「引頭」と、江戸時代の職名「引頭」とは直接的な関係は薄いといえる。
  - 23) 宇佐到津文書 99
  - 24) 小山田110
  - 25) 宇佐益永文書 185（『史料』29）  
前述した建久2年（1191）の宇佐宮立柱・上棟に際し、「社家大工」とともに「寺家大工」が見出せる。この時期は、大々工に支配された宇佐神宮関係の工匠を「社家大工」、神宮寺である弥勒寺関係の工匠を「寺家大工」と呼んだのであろう。しかし、15世紀初期の「寺家大工」との関係性は不明。むしろ、後述する江戸時代の「寺家大工」との関係性が大きいと推測される。
  - 26) 小山田文書 124
  - 27) 宇佐益永文書 141（『史料』29巻）、小山田158等。
  - 28) 小山田172
  - 29) 小山田178、179
  - 30) 宇佐宮成文書 177（『史料』24巻）
- 図 稲垣栄三『古代の神社建築』昭和48年、第83図、p.78.